19 大学の社会的責任(USR)に関する事項

1 内部監査制度

内部監査は各部署の所管する予算が法令および学内の規程等に準拠し、かつ予算計上目的に照応して適正に執行されているか否かを点検し、本学の経営管理の適正化とその向上に資することを目的としている。

定期監査

①各部署所管予算執行監査

定期監査計画書を作成し、計画的に各部署所管の予 算執行について、規程等との整合性、目的適正執行の 適切な監査を実行する。

②公的研究費監査

「科学研究費」をはじめ外部補助金等公的研究費の 適正な執行と不正行為防止の観点から、厳密な実効性 のある監査を行なう。また、「公的研究費の適正な管 理に関する規程」第7条に定める不正使用に対する通 報窓口として日常的な監査体制をとる。

臨時監査

本法人規則に基づく決裁前臨時監査を引き続き実施することによって、契約等に係る適正な事業執行を促進する。

2 事業評価制度

<事業評価の目的>

2000年度より導入した事業評価システムは、事業の成果を検証・評価すると同時に、事業の選択・重点化・再構築(スクラップ・アンド・ビルド)を目的としており、個々の事業の妥当性等を検証することにより、その結果を翌年度以降の予算編成に反映させることで、限られた財源の有効かつ効果的な配分の実現をめざしている。本システムにより、事業の企画・立案・運営や予算編成等を行う際に、

成果重視の事業運営と予算編成・事業の効率化・費用対効果を客観的に判断することが期待できる。

<事業評価の時期・対象等>

時 期	対 象
第1回 (6月下旬)	1. 前年度の事業評価で「評価保留」となった事業 2. 前年度期中(補正等)に起こった新たな事業 3. 前年度決算にて執行残が1,000万円以上、または執行率が60%以下となった事業 4. 収入科目で減収が1,000万円以上、または収入率が60%以下となった事業 5. 補正予算額が当初予算額と比べて40%以上増加した事業 6. 補正予算額が当初予算額と比べて40%以上減少した事業 7. 特に事業評価を必要とする事業
第2回 (11月下旬)	1. 当該年度の新規・大型事業 2. 年次計画で進行中の大型事業 3. 部局長会・予決算会等で今後の検討課題となった事業

上記事業評価対象基準に従い、年間約300事業を評価対象としている。2013年度においては、前年度の事業評価で「評価保留」となった145事業をはじめとして、事業評価を実施する予定である。

3 法令遵守の取り組み

高い公共性・社会性を有する大学として、社会的責任を 果たすためにも、教育情報等の公表、公的研究費の適正な 管理・執行、個人情報保護、セクシュアルハラスメント等 ハラスメントの防止など、今後も法令遵守の取り組みを重 視していく。

総務部法務課の役割

コンプライアンス、特に法令遵守を所管する専門部署として2011年4月に「総務部法務課」を新設した。この法務課には、法律分野において優れた知識と経験を持つ専門家2名(法務アドバイザー・嘱託職員各1名)を配置し、法律問題や契約関係、そして規程整備等における事務支援を強化しており、今後も継続して法令遵守を重視した大学運営に努めることとする。2012年度には、ハラスメ会や相談員対象の勉強会を実施し、法務研修として国の法令とでに応じた労務・雇用関係の研修会を2回実施した。2013度においても、予防法務の精神に基づきコンプライアンスに関する研修会等を検討・実施し、法人内におけるコンプライアンス遵守の精神の一層の啓蒙を図る。また、アンスに関する研修会等を検討・実施し、法人内におけるコンプライアンス遵守の精神の一層の啓蒙を図る。また、て、情報伝達・共有を迅速に図り、必要な規程整備等を推進していく。

●教育情報の公表

情報公表に関する規程に基づき、本学Webサイトや各種冊子を通じて、法人情報及び教育情報を、より積極的に発信・公表することに努める。

4 個人情報保護の取り組み

個人情報の利用が著しく拡大していく社会的背景の中、 企業や大学において個人情報が漏洩する事件・事故が後を 絶たず、学生、保護者、卒業生等、多くの個人情報を有す る大学において、個人情報の保護は重要な責務である。

本学では、2002年に「個人情報の保護に関する規程」 及び「個人情報の保護に関する細則」を制定して運用に取 り組んできた。

また、2005年4月からの個人情報保護法の全面施行に伴い、「個人情報保護の基本方針」を新たに策定し、大学ホームページで広く公表するとともに、この方針に基づいて、本学に関わる全ての個人情報の適正取得・適正利用・安全管理の徹底、及び相談窓口の設置等の取り組みを行っている。2007年度には、万が一個人情報の漏洩が発生した場合など、危機発生時の危機管理について定めた「危機管理規程」を制定した。

2013年度においては、2011年度に新設された法令遵守・内部統制を所管とする総務部法務課と関連部署が連携を図り、法令違反等を防止する研修内容を検討し実施する。 具体的な例としては、情報メディアセンター事務部と連携し、学生及び教職員を対象とした情報セキュリティ、著作物の利用、個人情報等に関して法令違反を未然に防止するための啓蒙活動を2013年度も引き続き実施していく。

5 環境への取り組み

「エネルギーの使用の合理化に関する法律」の改正に基づき、法人が「特定事業所」、深草学舎が「第一種エネルギー管理指定工場」に指定されたことにより、エネルギー使用量(原単位)を毎年1%以上低減する必要がある。また、2011年度には京都府・京都市の地球温暖化条例が改正されたことにより、エネルギー使用量(総量)を年3%以上に低減することや環境マネジメントシステムの導入に向けた取り組みを開始することが求められている。加えて、電力については、東日本大震災による電力供給事情からさらなる節電が求められている。このような状況に鑑み、これまで以上に省エネルギーを推進するとともに、エコキャンパスの実現に向けた取り組みを推進する。

○省エネ対応設備への更新

省エネルギー対応施設・設備への更新を年次計画に基づき 推 進 す る。2013年 度 は、BEMS (Building and Energy Management System) 工事 (深草キャンパスに遠隔監視PCを設置し本学のエネルギー使用状況を一括管理) や大宮キャンパス西黌新棟省エネ対策工事 (遮熱フィルム・照明取替) を実施する。

○環境マネジメントシステムの導入に向けた検討

地球環境問題への対応をより一層推進するためには、各事業者自ら環境への負荷を減らしていく努力が求められる。京都府・京都市の地球温暖化条例に対応するとともに、本学における地球環境問題への取り組みを一層強化するべく、まずは、深草キャンパスにおいて環境マネジメントシステム「KES(Kyoto Environmental Management System)」ステップ 1 を導入し、『管理のサイクル Plan(計画) → Do(実行) → Check(点検) → Action(レビュー)』を循環させることによって、継続的な改善に取り組む。